

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

篠山木材協同組合
平成22年2月8日作成
平成22年2月8日公表

第1 目的

本実施要領は、篠山木材協同組合（以下「木協」という。）が平成22年2月8日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

1. 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、木協の合法木材供給認定事業体（以下、「認定事業体」という。）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
2. 本実施要領に基づく認定対象者は、次の者とする。ただし、木協の会員たる団体に所属する事業体については、木協の会員と見なして認定の対象とする。
 - ① 木協の正会員
 - ② 木協の業種別会員
 - ③ 木協の賛助会員

第3 合法木材供給事業者認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を木協へ提出しなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

1. 木協は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
2. 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨の基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地

審査を実施する。

3. 木協は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1. 分別管理

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材（非合法木材）とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

2. 帳票管理

- ① 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ② 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

3. 責任者の選任

- ① 本取組みの責任者が、1名以上選任されていること。

第6 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

1. 木協は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日等を文書又は木協のホームページ等に公表するものとする。
2. 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第7 証明事項の記載

1. 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
2. なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第8 取扱実績報告及び公表

1. 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、木協へ報告する。
2. 木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

木協は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正である

か否かを検査することができるものとし、認定事業者は、木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど木協に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

1. 木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を木協のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
2. 木協は、認定を取り消したときは、別記5で定める「合法木材供給認定事業者の取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 合法木材供給事業者認定の継続

合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記6で定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を木協へ提出しなければならない。

第12 認定等の費用負担

本認定制度の事務費並びに必要な維持費は、認定申請者及び認定事業者が負担するものとし、その額、方法等は別に定める。

第13 附則

この実施要領は、平成22年2月8日より実施する。